

議事要旨(5) 四半期会計基準専門委員会における検討状況について

平成 18 年 2 月 10 日開催の第 14 回専門委員会で審議した、四半期財務諸表における法人税等の取扱いについて、資料(5) -1、(5) -2 に沿って、出田専門研究員から説明がなされた。

1 つ目の論点は、現行の中間財務諸表作成基準に定める簡便法よりも簡便な方法の採用を容認する必要があるかどうか、という点である。専門委員会では、容認の必要があるとする案(第 1 案)と、容認すべきではないとする案(第 2 案)が事務局から提案された。第 1 案における、より簡便な方法としては、四半期損益計算書の税引前当期純利益に、年間予測税率(一時差異以外の申告調整項目のうち重要なものだけを加味し、中間財務諸表の簡便法での見積実効税率よりも簡便な方法で算出)を乗じて税金費用を計上する方法、年間予測税率として法定実効税率を用いる方法(永久差異や税額控除が重要な場合を除く)、原則法を採用しながら加減算、税額控除などの調整項目を重要なものだけに限る方法、が示された。

この論点について専門委員会では、概ね、現行の中間財務諸表の作成において使用されている簡便法よりも簡便な方法は容認すべきでない(第 2 案)が支持されたが、一方で、
や のより簡便な方法も現行実務では使われていると考えられるので、実務を縛らないよう何らかの形で容認規定を盛り込めないかとの意見もあったことが紹介された。

2 つ目の論点は、繰延税金資産の回収可能性の判断について、一部簡略な手続を認めるかどうか、という点である。専門委員会では、中間財務諸表と同様、繰延税金資産の回収可能性の判断を四半期段階で実施するという案(第 1 案)と、繰延税金資産の回収可能性の判断については、重要な変化が生じた場合に取崩の要否を検討するとする案(第 2 案)が示された。なお、第 2 案においては、経済的実態の開示をゆがめないために、日本公認会計士協会の監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断基準に関する監査上の取扱い」の例示区分に応じた区分適用を前提としたものであることも示された。

この論点について専門委員会では、第 2 案が支持されたが、第 2 案を支持する意見の中にも、「重要な変化が生じた場合」につき、「著しく重要な変化が生じた場合」とすべきとの意見があったことが紹介された。

委員からの主な発言は以下のとおりである。

- ・ 四半期決算はこれまでの中間決算に比べると決算の回数が増えることに鑑みると、年間見積実効税率の見直しや、繰延税金資産の回収可能性の判断については、もう少し踏み込んで整理しないと、実務上の対応が困難ではないか。
- ・ 1 つ目の論点の や の簡便法は、実際に一時差異を洗い出さなければならないため、結果的には簡便ではない。現行の中間財務諸表の取扱いを四半期決算にあてはめることでよい。
- ・ 四半期での見積りは中間のそれよりも精度が落ちるため、簡便な取扱いが必要である。また、繰延税金資産の取扱いについては、前期末残高を繰り越すことのできる、現行の中間財務諸表の取扱いについても、触れておくべきである。
- ・ 繰延税金資産の回収可能性の判断については、「重要な変化が生じた場合」を、「著しく重要な変化が生じた場合」とすべきである。

以上